

国民健康保険の傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした次の要件を満たした被保険者に傷病手当金を支給します。

【あなたは傷病手当金の支給対象かもしれません】

令和2年1月1日から令和5年5月7日まで、本部町国民健康保険に加入している（加入していた期間がある）。

いいえ

対象外

※加入している（いた）健康保険に問い合わせてください

はい

上記の加入期間中、給与等の支払を受けている。

いいえ

対象外

※給与の支払を受けている方が対象

はい

そのうち、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、連続して3日間、仕事を休んでいた（現在も休んでいる）期間がある。

いいえ

対象外

※4日目以降から支給の対象となる

はい

4日目以降のお休みの期間に、給与等（有給休暇）の支払を受けていない。

いいえ

原則対象外

※有給休暇などで給与等の支払を受けている場合は支給対象外

はい

傷病手当金の支給対象の可能性が
あります。

事前に健康づくり推進課へご連絡
ください。

該当の場合

ただし、給与等の日額が傷病手当金の日額より少ない場合、差額が支給されます。

※傷病手当金の請求権の消滅時効は、労務に服することが出来なくなった日ごとにその翌日から起算され、**2年**となります。

お問い合わせ先

健康づくり推進課 国保班 47-2701